

城下町探訪 35

2009/11/26

松本城下の番所

木戸については前回取り上げましたが、木戸には人の出入りを監視する木戸番所がありました。松本市史によると町方の喧嘩・狼藉・火事の取り締まり、病死人の処置などを担う町番所は木戸の近く辻町の中心部に設置されていました。武家地には辻番所があり昼夜武士が詰めていました。実質的には町番所と同じような存在であったと推定されます。また藩の町同心が詰めている同心番所が本町・東町・安原町の3箇所に設置され張番所とも呼ばれました。この他郭内の藩の施設には番所が置かれていました。松本城下町の番所についてはその実態が明かにされていません。

1 町番所

水野家の編纂にかかる「松本市中記」（長野県史近世資料編第五卷中信地方二）によれば町番所は合計33箇所が記されています。以下のものである。

町名	設置数	番人数	備考
本町	5	2人番	行灯あり
伊勢町	2	2人番	行灯あり
博労町	2	2人番所1・1人番所無火	
中町	3	2人番	行灯あり
飯田町	3	1人番2箇所無火	
小池町	1	2人番	
宮村町	1	2人番	
東町	5	2人番	
和泉町	3	2人番1箇所1人番無火	
上横田町	2	2人番	
下横田町	2	2人番1箇所	
安原町	3	2人番1箇所・1人番2箇所	
山家小路	1	1人番無火	

内20箇所は「火なし」とあり、あんどん行灯等の灯火が番所前に設置されていない事を示しているとおもわれます。親町は行灯があり格が上であることを示しています。

享保10年（1725）9月の「松本町帳面」では辻番所30箇所、「信府統記」では町番所は20箇所とあります。その内訳は昼夜番14箇所、夜番6箇所と記載されています。町方の町番所の番人は町内で雇われた人が当たりました。

落語家三笑亭可楽の十八番「二番煎じ」は江戸の自身番の冬の夜回りの情景を描いた話であるが、「松本市中記」によれば「町中自身番の義は、極月朔日より正月晦日まで夜ばかり、毎年申し付け、この節、兩人ともかわるがわる高桃燈たかちようちんにて非番同心めしつれ、二・三度ほど廻り申し候」と12月1日から正月晦日まで町内を非番の同心が付いて夜回りが行われていたことが分かる。暮れ正月の治安維持や火の用心のために季節的に設けられたのであろうその折の町中自身番数は次の通りである。

2箇所設けられたのは本町と中町 3箇所は東町 1箇所の設置は伊勢町・博労町・飯田町・小池町・宮村町・山辺小路下横田町・和泉町・上横田町・安原町で合計16箇所でした。

2、同心番所

町同心が詰めている番所は先述の様に 3 箇所ありました。この番所の規模は二間に九尺の広さで藩の施設でした。昼夜勤務でした。

本町は 伊勢町が本町と交差する北の角にありました。本町1丁目の幅 1 間 4 尺の同心小路は元禄9年（1696）に火除けのために開けられた小路です。

東町は大橋の北際に設置されていました。安原町は御徒士町の入口にありました。同心番所の役割は城下の治安維持は勿論ですが、商取引にかかわる不正行為の摘発で、出入りの荷物検査を行って居ました。

同心番所に備えられ道具は、「御紋桃燈 1・もじり（そでがらみ）1・棒 1・大行灯・松明・大鞆」で大がかりな捕り物に必要な道具は常備されていませんでした。

「松本市中記」には同心の心得がのっています。以下要約して掲げます。

一、町人に対して言葉遣いが乱暴で粗雑な物言いをしてはいけない。町廻りを怠り無く行うこと。

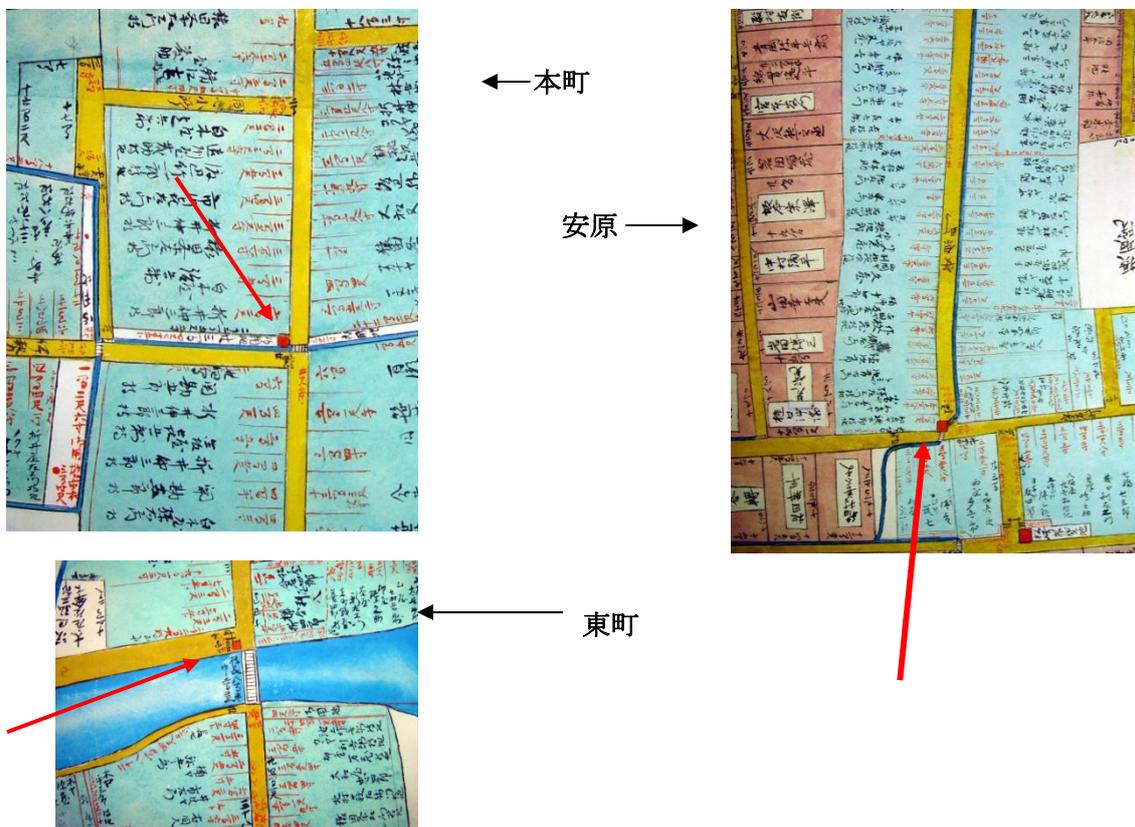
一、町人からの進物は受け取ってはならない。またもてなしを受けたてはならない。

（「町中において、一紙、一銭たりといふとも、一円（すべて）つかまつるまじき事」）

一、役目の上で知り得た機密事項については他人はいうに及ばず親兄弟にも洩らしてはならない。また、同心の善悪や風聞について聞いた場合は御頭かしらに申し出ること。

一、御支配内においては金銀・米・銭その他の物も一切借りてはならない。

職務を公明正大に行うために、以上の 4 項目を同心は誓約させられました。



3 武家地の番所

信府統記二十三の中に記載のある物を以下に掲げます。

「城外町間」

- 六九東西百五十七間余 西ノ方へ出ル道に木戸あり夜ばかり番人
- 片端南角より東町へ出る通り五十三間余 木戸番有り
- 片端南北二百二十四間余 北の方に辻番所、昼夜番人これを守る
- 田町南北百八十間余 木戸番有り
- 北馬場東西百五十九間余 東の入り口に番所有り昼夜^{こびと}小人番守るなり
- 西堀南北二百四十五間余南入口に番所有り昼夜番人これを守る

「城内屋敷割・町間小路割」

- 土井尻南北二百三十間余 作事前に番所あり
- 土井尻西門より北柳町に出る角まで三百一間余 東の厩脇に木戸あり内に番所

武家地内の番所の実態はよく分かりませんが、この中で「小人」が番人をしていると言うのがあります。^{こびと}小人は領内の村から徴発された^{ごうふ}郷夫のことで、農民身分です。貞享騒動の多田加助らが掲げた要求5ヶ条の五番目に、「武家奉公人の^{おこびと}御小人の^{よないきん}余内金（藩からの給金では足りず村方が負担する金）は村方が出して雇っても良いと言うことになったが、このごろ人が不足し給金だけで奉公に出る者はなく村で半額負担しているのが実状で迷惑である。」と訴えています。藩は郷夫を徴発して使用していただきました。

4 城内の番所

信府統記によって城内の番所を見てみましょう。

本丸 黒門内に内番所があり、枳形の中に張番所ありとしています。埋門の北堀の一ヶ所、裏門櫓内に番所がありました。

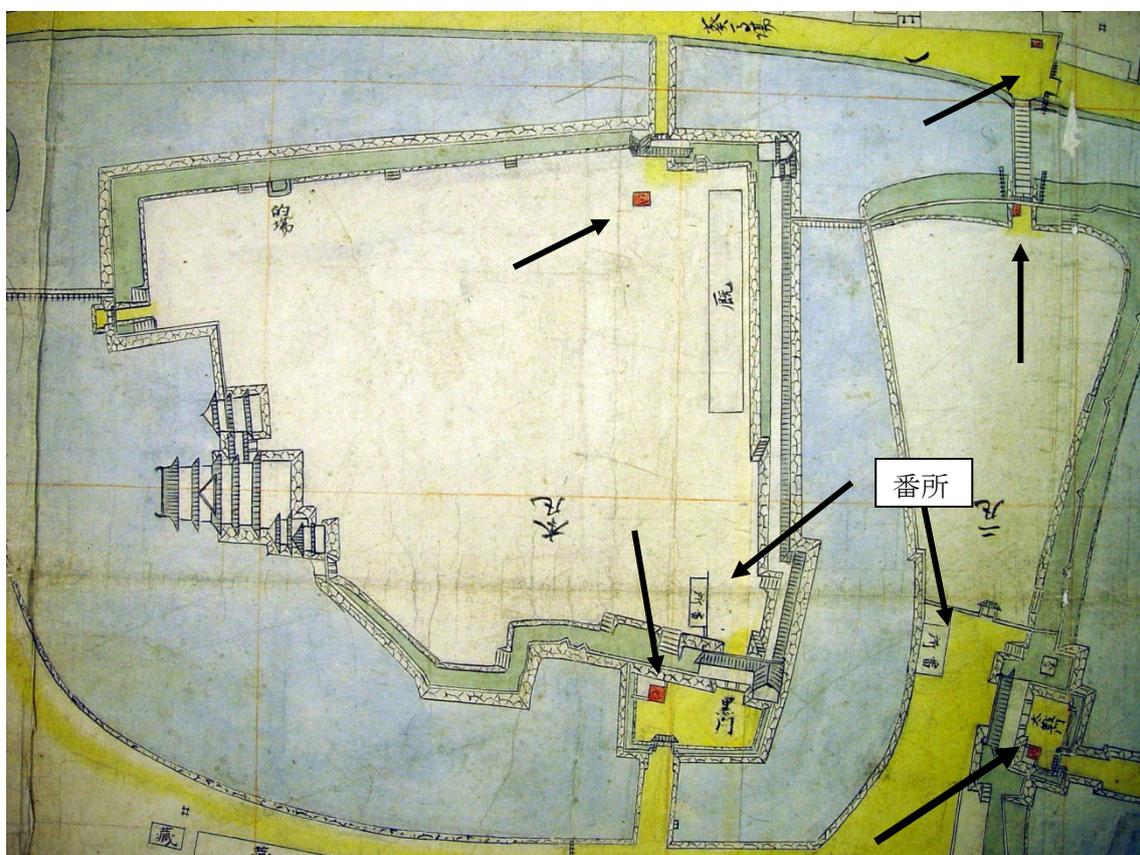
二の丸 太鼓門の内外に番所二ヶ所。南側東西百五十一間余の中頃に「中仕切り木戸」があり、番所があった。二の丸から若宮八幡に出る瓦門内に番所があった。埋門板橋に内番所があった。

三の丸 東門内番所有り、南大手門内に1箇所、枳形内に1ヶ所、外に張番所ヶ所
西門馬出し内張番所あり 北門不明門 外番所 と書かれています。
北門内には番士の居る施設がありました。

○^{きたあかずのもん}北不明門の番人についてこんな記録が残っています

安政7年（1860）4月22日、殿様が^{のゆ}野行きをされ北不名門から帰城される事になっていた。夜5時過ぎ（午後10時）、北不明門前でお供の^{もちづつ}持筒の者が番人を起こしたけれども一向に受け答えが無かった。御用人も番人が急の使いに出ていると戻ることもあるから

呼び続けるように言われたので声をかけ続けたが応答がなかった。仕方なく殿様は北門へ廻り帰城された。番人不在の詮議がおこなわれた結果、その夜の番人は近藤源右衛門組の倉右衛門であったが持病の疝気（下腹部に発作的に激痛が走り繰り返す病気）が強く起こり前後不覚に陥り、小里源次方に助けをもとめ介抱を請け薬も貰った。すぐに代わり番を立てた。代わり番は金丸半右衛門組 継太夫であった。彼は北不明門のその日の昼番で勤めを終えて帰宅していて、代わり番の事をふと忘れてしまい、明日朝番に罷り出ればよいと思っていた。思い出して出番したが間に合わなかった。不調法至極と倉右衛門と継太夫の二人対して、職務上で過失の有った場合に科せられる出仕禁止・自宅謹慎（「指し控え」）の処置がとられた。



赤印 本丸内・黒門・太鼓門・二の丸御殿裏御門・東の厩角の番所が見える。

番所の勤務の実態を記した資料は今のところ少なく、今後の研究に待ちたい。